

令和元年第7回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年7月11日 開会

令和元年7月11日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



## 令和元年第7回教育委員会定例会

令和元年7月11日（木）  
午後4時30分 開会

### ○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第37号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年7月分）について  
報告第38号 令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について  
報告第39号 いじめの状況等に関する調査結果について  
報告第40号 令和元年度新十津川町幼稚園就園奨励費補助金の補助限度額等について  
報告第41号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）教育予算について
- 5 その他
- 6 閉会

### ○ 出席委員（5名）

久保田 純 史  
新 田 右 子  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人

### ○ 欠席委員（0名）

### ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
学校教育グループ長	西 村 幸 真

### ○ 開会及び開議の宣告

### ◎久保田教育長

ただいまより、令和元年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎富田主幹

それでは、私のほうから、行事報告をさせていただきます。令和元年6月19日から本日7月11日までの行事をまとめておりますのでご説明いたします。6月23日、子ども会の社会見学旅行を実施しております。子ども会会員及び未就学時64人と育成者28人が上富良野のトリックアート美術館を見学し、ガラスに絵を彫刻するアート体験をいたしております。6月29日、とっぶゆめクラブとキッズ体験授業ということで、共同でピンネシリ登山を実施しております。参加者、児童が59人、保護者36人、指導者21人ということで、小学校の教員も8名ほど参加しております。合計116人が5合目から山頂を目指し、参加者全員無事下山しております。6月30日、第39回の全町ソフトボール大会が6月23日に予定されておりましたが天候により延期となりまして、30日に河川敷グラウンドで開催され、9チームが熱戦を繰り広げました。青葉区が優勝、文京ブンブンズが昨年に引き続き準優勝となっております。7月5日、児童生徒教職員母村訪問交流事業保護者説明会が改善センターで開催されております。今年度は7月23日から26日の日程で小学校5年生23人、中学1年生4人と引率者6人の合計33人が十津川村を訪問いたします。

7月7日、第25回ピンネシリ登山マラソンを開催しております。今年度の受付人数は、山頂コースが102人、30キロコースが70人、15キロコースが62人、町民コーが72人で合計306人、参考までに昨年330人から若干減っておりますが、282人が完走しております。

7月10日、先日ですけれども、体育協会の創立50周年記念式典及び表彰式がグリーンパークで行われ、皆さんも参加されておりましたが多くの出席がありました。7月9日と10日、中体連の空知大会が開催されまして、野球につきましては1回戦で敗退という、サッカーにつきましても1回戦で敗退、卓球の女子個人でこちらのほうも1回戦で敗退となっておりますが、剣道の個人の部で佐藤君が優勝、2位が加藤君、3位に小野君、女子個人の部で中鉢さんが優勝、西川さんが2位、浦上さんが4位、そのほか団体も男女ペアで優勝してございまして、個人6人と団体の男女ペアが8月2日から伊達市で行われます全道大会に出場する予定になっております。以上で行事報告を終了いたします。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第37号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年7月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の3ページをお開き願います。表にございますとおり、小中学校ともに6月中の異動増減ございません。6月と同じでございます。まあ5月から同じということでございます。以上、報告第37号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長

報告第37号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第37号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第37号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年7月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第38号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書5ページをお開きください。1としまして、申請世帯数及び児童生徒数でございます。1世帯1人でございます。小学生1人ということでございます。2としまして、認定状況でございます。これにつきましては、別紙が添付されていると思いますが、別紙のとおり申請がございました。1世帯1人の内訳でございます。今回の1世帯1人ということで、これで準要保護世帯の認定は42世帯で64人、内訳としましては、小学生40人、中学生24人ということになっております。人数については、前回、第6回の教育委員会の定例会の資料にプラス1ということでございます。3としまして、認定開始日でございますが、令和元年6月1日でございます。以上、説明とさせていただきますが、認定の別添資料については後ほど回収をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第38号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

この方1人がほかの方と時期がずれたというか遅れたというのは、何か特段事情があるのでしょうか。

◎西村グループ長

提出し忘れということで、6月に入って申請したためこの時期になりました。

◎松倉委員

それで問題はないということですね。

◎西村グループ長

支給月は申請月からになります。該当になれば支給決定します。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第38号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第38号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第39号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開きください。別紙でございます。8ページの報告第39号別紙の表をご覧ください。令和元年度、1番上の表ですが、4月から今日までいじめられたことがあると答えた、回答したのは、小学校、中学校合わせまして58人になっております。内訳としましては、小学生が52人、中学生が6人でございます。昨年の64人よりも6人減少しているという内容でございます。このアンケート結果を受けまして、小中学校では担任の先生が児童生徒と面談しまして、子どもたちの表情ですとか様子を確認しながらいじめに該当するかどうかを判断しております。小学校、中学校ともその後継続していじめに該当するのはなかったということで報告を受けております。また、各表の下段にいじめは許されないことだと思ふという設問の結果がございます。こ

の結果、回答を見ますと、令和元年度の小学校2年生、これが48.8%、中学校の2年生が61.1%と少し低い数値となっております。この内容について確認しましたところ、小学校2年生では45人中16人が、中学校2年生では54人中これも16人がよく分からないというふうに回答しているということで、このよく分からないという回答が多いということでいじめが許されないことだという率が低くなっているとなっております。しかしながら、よく分からないではなく、やはりいじめは決して許されないという意識付けを今後しっかり指導していかなければならないと考えております。それと1番下の下段の棒グラフでございますが、これがいじめは許されないことだと思うという意識、この進級に伴ってどのように推移したかを比較したものです。1番左の小5の棒グラフでは、1番左の横線のグラフ、これが小学校2年生のときの数値、そのあと右にずれるに従って3年生、4年生、5年生というような見方になります。この小5、小6、中1のグラフでは進級するにつれて、意識がよい方向に向かっているのかと、右肩上がりにはグラフを見ることができます。しかしながら、中2の棒グラフを見ますと、小学校5年生のときにはいじめは許されないことだと思うと答えた率が85.4%ございました。それが年々減っていったって、中2では先ほどの61.1%に下がってきているという見方になります。

先ほどのよく分からないという内容への対応も含めまして、アンケートの結果の中身を、検証しながら引き続きいじめの防止に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。以上、報告第39号いじめの状況等に関する調査結果についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第39号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

先ほど説明の中でもありましたけれども、いじめは許されないことだと思うということの意識が、皆さん80%以上を超えるように今後ご指導のほうを、ちょっとデリケートな問題ですけれども注意して指導のほうお願いします。

◎新田委員

今までいじめられたことがあるというふうに回答した中で内容、どのようなことはいじめと思ったのか、特に中学生とか分かれば教えてほしい。

◎久保田教育長

答弁を求めます。事務局長。

◎後木事務局長

それではお答えいたします。主にいじめの内容としましては、口頭で嫌な思いをしたというような部分でございます。中学生の中では好きなアニメをバカにされたですとか、あと自分ではそういう思いでやっぴいなんだけど、それを、事実でないことを広められたというようなことでそれをいじめというふうにとっているというような内容が中学生の内容でございます。小学生についても説明させていただきますが、例えば自分の名前を普通の言い方でなくてトーンをのぼして呼ばれる、何だかさーんとか何かそういう普通の呼び方でない呼び方をされるですとか、給食中に下品なことばを発せられたというようなこと、あとは、ほとんど小学生についてもことばで嫌な思いをしたという部

分でいじめに感じているというような内容でございます。

◎新田委員

その後、先生と面談して本人的にはもう落ち着いているという思いでしょうか。

◎後木事務局長

そうですね。本人の思いも含めて今継続していないというようなことで学校のほうから報告を受けています。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第39号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第39号いじめの状況等に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第40号令和元年度新十津川町幼稚園就園奨励費補助金の補助限度額等について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の9ページをお開きください。内容については別紙といたしまして、10ページの報告第40号別紙をご覧ください。子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行によりまして、教育委員会、文部科学省ということですがけれども、教育委員会で紹介していた幼稚園就園奨励費補助金については廃止となります。本年10月1日からは、保健福祉課、厚生労働省所管によりましてけれども、幼児教育無償化の一環として子育てのための施設等利用給付というものに移行いたします。現在は、教育委員会において幼稚園就園奨励費補助金の交付規則にのっとりまして、1番上の表にございますとおり段階区分ごとの補助限度額と2番目のひとり親世帯等の特例によりまして幼稚園就園奨励費補助金が交付されています。30年度の実績としましては、対象者56人に対して8,971,200円を交付しております。10月1日から子育てのための施設等利用給付に移行するというので、令和元年度の新十津川町幼稚園就園奨励費補助金は、4月から9月までの前期分のみが補助対象期間となるということから、補助限度額の計算にあたって、下記、3番から書いてあるとおり、算出することになります。計算方法としましては、補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12ということになります。ただし、保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合には、その金額となるということでございます。入園料と保育料については、1番下の計算式によって補助額を決定するというので、入園料につきましては、入園料×前期分保育料の支払い月数÷年間の在籍月数と、保育料については、保育料×前期分保育料の支払い月数というような計算方法になるということでございます。このように制度が変わって10月から保健福



祉のサイドで給付になるということから、前期分について、このような計算方法をとるということでの報告とさせていただきます。以上、令和元年度新十津川町幼稚園就園奨励費補助金の補助限度額等についての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

◎久保田教育長

報告第40号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

いいですか。それでは、報告第40号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第40号令和元年度新十津川町幼稚園就園奨励費補助金の補助限度額等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第41号令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第2号)教育予算について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の11ページをお開き願います。内容については別紙に基づきまして12ページからの報告第41号別紙で説明をいたします。こちらにつきましては、第2回議会の定例会におきまして上程いたしまして6月28日に議決を受けているものでございます。それでは、12ページから説明をさせていただきます。まず10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額31,455,000円、補正額21,520,000円、計52,975,000円。特定財源はその他財源でふるさと応援基金繰入金9,812,000円、一般財源で11,708,000円となっております。ふるさと応援基金繰入金9,812,000円は、小学校の前庭等の整備に係る設計委託業務と旧文京区会館の跡地の路盤溝整備の費用に充当することとしております。続いて、歳出補正の内容を説明いたします。右のページに移ります。事業番号2番、小学校校舎等維持管理事業は、体育館の放送設備の修繕に999,000円、ボイラーの修繕に8,800,000円、校庭の樹木の選定に616,000円、徐雪機の購入に1,293,000円、また先ほど申し上げました小学校の前庭、バス停、旧文京区会館跡地の駐車場整備に係る設計業務委託、これが4,202,000円、旧文京区会館の跡地の駐車場、これの路盤工までの工事費用として5,610,000円、合計21,520,000円となっております。続きまして、3項の中学校費、1目学校管理費に入ります。既定額69,676,000円、補正額1,569,000円、計71,245,000円です。財源は全て一般財源で1,569,000円となっております。次に歳出補正の内容を説明いたします。事業番号1番、中学校校舎等維持管理事業は、学校の電話機5台と装置1台の更新に724,000円、給食配膳台6台の購入に845,000円、合計で

1,569,000円です。続きまして、3項中学校費、2目教育振興費でございます。既定額38,116,000円、補正額3,930,000円、計42,046,000円、財源は全て一般財源です。歳出補正の内容を説明いたします。事業番号3番、課外活動事業715,000円は、吹奏楽部のユーフォニアムの購入1台分として715,000円です。事業番号4番、外国青年招致事業3,215,000円は、新学習指導要領の改訂に伴いまして小学校の英語時間数増加に対応するため、外国青年ALTをもう1名増員するというので、その増員に係る経費でございます。報酬、社会保険料、渡航費用などを合わせまして3,215,000円となっております。続いて、14ページに入ります。4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額27,397,000円、補正額1,928,000円、計29,325,000円、財源は全て一般財源です。歳出補正の内容を説明いたします。事業番号6番、農村環境改善センター管理事業は、改善センターの老朽化した施設修繕のための経費で、高圧ケーブル修繕に1,296,000円、受電番の天井部の修繕に292,000円、合計1,588,000円でございます。事業番号13番、新十津川町子ども会育成者連絡協議会支援事業150,000円は、子ども会育成者連絡協議会が実施する事業を支援しまして、子ども会の活性化を図るための負担金を計上しております。事業番号15番、新十津川町女性団体連絡協議会支援事業190,000円は、女性団体連絡協議会の活動を支援し活性化を図るための負担金で、70周年の記念誌の作成補助金50,000円と加入7団体への活動支援補助金140,000円の合計額で190,000円となっております。続いて、4項社会教育費、4目図書館費でございます。既定額37,085,000円、補正額400,000円、計37,485,000円、財源は全て一般財源です。歳出補正の内容を説明いたします。事業番号1番、図書館維持管理事業220,000円は、図書館の男女トイレ各1か所のウォシュレットの便座設置費用でございます。事業番号3番、図書館利用促進事業は、総進区におられました故井上弁造氏を記録した写真集を出版した写真家の奥山淳志氏の作品展並びに講演会を開催する経費で、報償費、作品の送料等の経費を計上しております。続きまして、16ページに入ります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額16,019,000円、補正額330,000円、計16,349,000円、財源は全て一般財源です。歳出補正の内容を説明いたします。事業番号3番、スポーツ体験学習推進事業330,000円は、スポーツ体験学習を促進するため日本ハムファイターズのスポーツキャラバンを開催する委託料で、野球を中心にバスケットボールなどほかのスポーツ体験や学校や福祉施設の訪問などを行うための経費、合わせまして330,000円となっております。5項保健体育費、2目体育施設管理費、既定額107,183,000円、補正額1,207,000円、計108,390,000円でございます。財源は全て一般財源です。歳出補正の内容を説明いたします。事業番号2番、そっち岳スキー場管理運営事業934,000円は、そっち岳スキー場の老朽化した券売機の購入に係る経費で、券売機1台で934,000円となっております。

なお、この券売機は夏はパークゴルフ場で使用することとなっております。事業番号3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業273,000円は、ピンネスタジアムのファウルボールの注意喚起を図るため、中央公園にありました利用可能な看板を書き替えまして移設して利用するための手数料で273,000円を計上しております。5項保健体育費、3目学校給食運営費、既定額112,524,000円、補正額276,000円、計112,800,000円、財源は特定財源のその他で学校給食運営事業負担金、雨竜町の負担分2割分55,000円と一般財源221,000円でございます。内容につきましては、事業番号1番、学校給食センターの管理運営事業でございますが、破損した給食センターの炊飯器の計量器1台の購入費用で276,000円でございます。以上、報告第41号補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第41号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

個別のことでお聞きするわけじゃないのですけれども、今回補正予算というのが出てきたというのは、恐らく統一地方選挙は4月にあつて町長町議選に伴つてのことなんだろうとは理解しておりますけれど、例えば誰が見ても必要な建物の修理であるとか壊れた機械の更新であるとかは、できれば当初予算からそういうのを作つて考えていただいた方が事業にも早めに取りかかるし、あえて補正として出すことはどうなのかという感想がありますが、説明をお願いいたします。

◎後木事務局長

もちろん本当に緊急性を要して、当初予算で付けなければならないものについては当初予算で付けておりますけれども、今回、統一地方選挙があつて町長の執行方針、教育長の執行方針を受けて、やはりある程度大きな金額のものですとか施策を反映させるものについては補正で上げるべきではないかということでこのような形で6月議会の補正でということにさせていただいております。以上です。

◎松倉委員

例えば、ALTが増員されるというのもあまり早い時間には分からなかった、はっきりしなかったという理解でよろしいですか。

◎後木事務局長

ALTについては、既に学習指導要領に基づいて増員ということは決まっておりますが、ALTの渡航される時期ですとか、いつからこちらで働いてもらうかというところも含めまして、補正でも間に合うというようなことで、補正で計上させていただいているという中身でございます。

◎松倉委員

了解いたしました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第41号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第41号令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）教育予算については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎久保田教育長

それでは、私のほうから1点提案をさせていただきます。去る6月の28日に、芦別市の教育長から連絡がありまして、芦別市立の小学校における個人情報の紛失があったということで、そのことを北海道教育委員会から芦別市にそういう情報があったということを受け、私も速やかにその連絡を受けました。その内容についてお手元の資料に基づき説明したい訳でございます。

その個人情報について報道機関に報道したと、これにつきましては、平成30年の7月3日付けで、空知教育局から各市町村の、市町の教育委員会に、道立学校については不祥事が発生した場合の報道対応ということで、不祥事が発生した場合に重大な不祥事が発生した際は原則として報道発表することにしましたので、各市町教育委員会におかれましても報道対応にあたって参考としていただきますようお願いいたしますという事務連絡が来ております。今回の事案の発生を受け、6月28日に臨時の校長会議を開催し、各学校における管理体制の見直しと適切な取扱いの徹底を指導いたしました。今後も引き続き個人情報を含む情報管理を徹底し、再発防止を図ってまいります。

◎久保田教育長

空知教育局から来まして、その情報については芦別市の教育委員会に出向いてその情報の拡散被害がないように対応したというふうに聞いておりますけれども、その辺については処置をしたということで報告は受けております。

◎久保田教育長

うちのほうから何か。それを踏まえまして、10日に報道機関にこういうことがあったと告知しまして、今日の朝刊に載って、報道機関に確認している上については事務局長から、内容をお願いします。

◎後木事務局長

この内容につきましては、まず昨日7月10日の8時のNHKニュースに出ております。それと本日7月11日付け北海道新聞の朝刊の記事として掲載されているという、今のところその2点を確認しております。

◎久保田教育長

北海道新聞は私も確認した、新十津川町と出ていたんですけども、NHKも新十津川町というようなこと、出たんですか。

◎後木事務局長

NHKのほうも出ております。

◎久保田教育長

そうですか。

◎久保田教育長

以上、そういうことで報告させていただきますが、よろしいですか。何か質疑、確認、意見は。

◎近藤委員

気をつけてくださいというしかないですね。

◎新田委員

そうですね。

◎久保田教育長

分かりました。ということで、服務規律の徹底については、再度、また情報漏洩も含めて、飲酒運転それから体罰等を含めて指導しているところがございますが、改めて明日、校長会でしっかりと指導させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎久保田教育長

そのほか事務局からございませんか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和元年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時20分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介